

新しい資本主義の  
グランドデザイン及び実行計画  
2024年改訂版  
(抜粋)

令和6年6月21日

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画  
2024年改訂版  
(目次)

<b>I. 新しい資本主義の進捗と実現</b> .....	<b>1</b>
1. 2024年の改訂の考え方 .....	1
2. 経済構造改革の加速 .....	2
<b>II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ 定着</b> .....	<b>3</b>
1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速 .....	3
(1) 労務費等の価格転嫁の推進 .....	3
(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資 .....	5
(3) 大企業と中小・小規模企業・スタートアップの間の協力関係の確立 .....	7
2. 非正規雇用労働者の処遇改善 .....	9
(1) 最低賃金の引上げ .....	9
(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化 .....	9
(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化 .....	9
(4) 年収の壁への対応 .....	9
<b>III. 三位一体の労働市場改革の早期実行</b> .....	<b>10</b>
(1) 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入 .....	10
(2) 労働移動の円滑化 .....	12
(3) リ・スキリングによる能力向上支援 .....	13
(4) 労働市場改革の関連事項 .....	14
<b>IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新</b> .....	<b>15</b>
1. スタートアップ育成5か年計画の実行 .....	15
(1) 資金供給の強化と出口戦略の多様化 .....	16
(2) 人材・ネットワークの構築 .....	18
2. 経営者の意向に沿った参入退出 .....	20
(1) M&Aの円滑化 .....	20
(2) 事業承継支援の多様化 .....	22
(3) 私的整理の円滑化 .....	23
(4) 地方の生活基盤サービス維持のためのグループ化・事業調整の推進 .....	23
3. コンテンツ産業活性化戦略 .....	23
(1) クリエイター・コンテンツ産業に関する司令塔機能の強化 .....	23
(2) 海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進 .....	24
(3) クリエイターが安心して持続的に働ける環境の整備 .....	27
<b>V. 投資の推進</b> .....	<b>28</b>
1. 投資推進の基盤となる脱炭素電源・系統整備への投資 .....	28
2. DX .....	28

(1) web3 の推進に向けた環境整備	29
(2) ポスト5G、6Gの実現	29
(3) DX投資促進に向けた環境整備	29
3. AI	30
(1) AIのイノベーションとAIによるイノベーションの加速	31
(2) 安全・安心の確保	32
(3) 国際的な連携・協調の推進	32
4. 半導体投資	32
5. 健康・医療	33
(1) 成長の加速化	33
(2) 国民の安心・経営の持続可能性（サステナビリティ）の確保のための質の見える化と選択肢の拡大	36
6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進	36
(1) 量子技術	37
(2) フュージョンエネルギー・イノベーション戦略	37
(3) 次世代素材産業	37
(4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等	38
(5) 国立研究機関による研究開発力の強化	38
(6) 大学ファンドによる支援	38
(7) 地域中核・特色ある研究大学への支援	39
(8) 国際頭脳循環の確立	39
(9) 国際的な人的ネットワークや研究成果へのアクセスの確保	39
(10) 博士課程学生・若手研究者等への支援	39
(11) 標準化活動の強化のための国際標準化戦略の策定	39
(12) 2025年大阪・関西万博	39
7. その他の国内投資の促進	40
<b>VI. GX・エネルギー・食料安全保障</b>	<b>41</b>
1. GX・エネルギー	41
(1) 2040年を視野に入れたGX国家戦略の展開	42
(2) 強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大	42
(3) 成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展	44
(4) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行	46
2. 食料安全保障	48
(1) 食料安全保障の強化	48
(2) 農林水産業のグリーン化	49
(3) 農林水産物・食品の輸出拡大	50
(4) スマート農林水産業	50
<b>VII. 資産運用立国の推進</b>	<b>50</b>
1. 資産運用立国実現プランの実行	50
(1) 家計の安定的な資産形成の支援	50
(2) 金融商品の販売会社等における顧客本位の業務運営の確保	51
(3) コーポレートガバナンス改革、金融・資本市場の機能向上	51

(4) 資産運用業の改革 .....	52
(5) 企業年金・個人年金の改革 .....	53
(6) 成長資金の供給と運用対象の多様化 .....	54
(7) 対外情報発信・コミュニケーションの強化 .....	54
2. アセットオーナーシップの改革 .....	55
(1) アセットオーナー・プリンシプルの策定 .....	55
(2) 主要な公的アセットオーナーにおける取組 .....	55
<b>VIII. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築 .....</b>	<b>56</b>
1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策 .....	56
2. 社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援 .....	57
3. 競争当局のアドボカシー（唱導）機能の強化 .....	57
4. スマートフォンアプリ等の競争環境の整備 .....	57
5. コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化 .....	57
<b>IX. 経済社会の多極化 .....</b>	<b>58</b>
1. 地方創生とデジタル田園都市国家構想の実現 .....	58
(1) デジタル田園都市国家の基盤整備・中山間地域の生活環境改善 .....	58
(2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、教育の整備 .....	59
(3) デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保 .....	60
2. 海外ビジネス投資の促進 .....	61
3. 日本の魅力をいかしたインバウンドの促進 .....	61
<b>X. 個別分野の取組 .....</b>	<b>62</b>
1. 宇宙 .....	62
2. 海洋 .....	62
3. 対外経済連携の促進 .....	63
4. グローバルヘルス（国際保健） .....	63
5. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出及び能登半島地震からの復旧・ 復興 .....	63
<b>XI. 新しい資本主義実現に向けた枠組み .....</b>	<b>64</b>
1. フォローアップ .....	64
2. EBPMの推進 .....	64
3. 行政保有データの利用制約の緩和 .....	64
4. 官と民の連携 .....	64

## I. 新しい資本主義の進捗と実現

### 1. 2024年の改訂の考え方

「新しい資本主義」では、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指してきた。

まず「賃金」が上がる。その結果、「消費」が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための「投資」を行うことで、「労働生産性」が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現する。これにより、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行することを目指してきた。

他方、これまでの30年間のデフレ経済下では、生産性が上がれば賃金が上がると言われていたものの、実際には企業収益が伸びたときですら、賃金は上がらなかった。

長年にわたり染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金が上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気に変えることが必要である。

当初から、新しい資本主義では、以下の3点をテーマとして掲げた。

- ① 「市場も国家も」「官も民も」による新たな官民連携
- ② 課題解決を通じての新たな市場の創造、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎の実現
- ③ 課題解決を通じての一人ひとりの国民の持続的な幸福の実現

また、基礎的条件としての経済安全保障の徹底。

これらの点は、2022年6月に閣議決定したグランドデザイン及び実行計画、2023年6月に閣議決定した2023年改訂版で一貫して主張してきた。

また、その実現に当たっては、分配の目詰まりの解消、官民連携による成長力の確保、民間も公的役割を担う社会の実現の3点に注力してきた。具体的には、官民連携による賃上げ、設備投資、スタートアップ育成、イノベーションの推進を同時に拡大するための施策を実施するとともに、新たな官民の連携を粘り強く呼び掛けてきた。

今般、2回目の実行計画の改訂に当たり、新しい資本主義実現会議において審議を繰り返したところ、こうしたこれまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったこと、そして、デフレから完全に脱却する歴史的チャンスを手にするという合意に至った。

私たちは、昨年を大きく上回る春季労使交渉での賃上げ、史上最高水準の設備投資、史上最高値圏の株価といった成果を手に行っている。しかしながら、我が国のデフレ脱却への道は、いまだ道半ばである。

年初来、対米ドル円レートは1割程度円安が進んでおり、その影響は半年から1年かけて物価上昇率に反映される可能性がある。政府と日本銀行には、緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていくことにより、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することが求められる。その際、年初来進行している円安の影響が、今後物価に反映されてくることも踏まえ、円安が今後の物価に与える影響についても十分に注視する必要がある。

デフレを抜け出すチャンスをつかみ取れるか、後戻りしてしまうかは、今回の実行計画の改訂に基づく、これからの対応次第である。物価高を乗り越えるために、今年、物価上昇を上回る所得を必ず実現し、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを必ず定着させる。

物価上昇を上回る賃上げを「定着」させるためには、中小・小規模企業の賃上げの「定着」が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げる。我が国の生産年齢人口は減少しつつあることに鑑み、構造的な人手不足状況の中で、これを達成するためには、省力化投資の加速的促進・仕事をしたいシニア層のための環境整備等の人手不足対策、価格転嫁等の我が国の商慣行における定着が不可欠である。

これらを含め、今般の実行計画の改訂において、一層の取組の具体化が必要な項目を以下に明らかにするとともに、新しい資本主義の取組全体の加速を図るため、2024年改訂版の閣議決定を行うものである。

## 2. 経済構造改革の加速

人類は、従来の延長線上にない非連続な技術革新がもたらす歴史上大きなパラダイムシフトに直面している。テクノロジーの進化に伴う産業構造の変化が非常に速いスピードで進んでおり、テクノロジーを活用することで中小・小規模企業もグローバルに販路を広げることができる好機である。

また、社会課題の解決を通して、眠れる資産を活用しての新たな市場の創出、さらに、既存企業の事業の省力化や自動化、働き手のリ・スキリングによる労働生産性の向上、といった潜在能力を我が国は秘めている。

成長と分配の好循環を図り、賃金と物価の好循環をより実感の伴う形で本格化させるためには、大局的な視座の下、各産業分野の構造的課題を把握した上で、政策を組み合わせ、経済構造の改革を成し遂げなければならない。

世界でも人口減少・少子高齢化にいち早く直面する我が国においては、人材・資源・資金・データが円滑に循環することで、スパイラル状に付加価値を高め、継続的な所得向上を実現する成長戦略として、以下の3つの循環を作り出していく。

- ① 生産性を高め供給を増やす循環：人口減少を機会と捉え、産業の革新（スタートアップの成長、既存企業のイノベーション・事業承継・M&A）を促し、リ・スキリングと労働移動を通じて供給サイドを強化することで、継続的な所得向上を実現する。
- ② 需要を増やす循環：社会課題解決を通して需要を開拓し、対価を伴う付加価値の高い解決策を生み出すことで新たな市場を創出・拡大し、その成果を可視化していく。
- ③ 海外とつながる循環：海外との双方向のつながりによって、ソリューションの海外展開、投資や人材の流入を促し、市場拡大を加速させる。

社会課題はブルーオーシャンであり、コストは成長のための投資であるという考えの下、更なる成長・生産性向上のために、関連する様々な産業において人材・資源・資金・データ等の循環を阻害する規制や商慣習等の「目詰まり」を解消し、構造改革につなげていくことが必要である。旧来の硬直的な規制や経済構造等の「壁」を改革すべく、従来の産業や分野の括りにとらわれることなく、政策を横断的かつ一体的に実行する。

これらによって、我が国が抱える社会課題の解決を通して、所得や幸福感（ウェルビーイング）が継続的に向上する状況を作り出すことで、一人ひとりが明日は今日よりも良くなると実感できる社会を目指す。

## Ⅱ. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

### **1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速**

労働生産性と一人当たり賃金の間には正の相関があり、労働生産性が高くなると賃金水準が上昇する蓋然性が高い<sup>1</sup>が、OECD加盟国38か国の中で、我が国は32位にとどまっている<sup>2</sup>。

また、マークアップ率は、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものであるが、1980年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率は低く、近年では国際的に低い水準となっている。他方で、マネージャーの給与の高さはマークアップ率の高さと相関しているとの分析がある<sup>3</sup>。

我が国でも、この20年間で、「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった、値段よりも付加価値を重視する消費行動が増加している<sup>4</sup>。付加価値に対して、より多くの金額を支払う消費行動が我が国にも定着しつつあり、マークアップ率向上の余地が生まれている。

今年にとどまらず、来年も、再来年も、持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠である<sup>5</sup>。このため、労務費の価格転嫁に加え、人手不足の中で御苦勞をされている中小・小規模企業の皆さんの労働生産性の引上げのため、省力化投資<sup>6</sup>に官民で全力で取り組む。

#### **(1) 労務費等の価格転嫁の推進**

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切であり、政府としては、あらゆる手を尽くしてきた。

この結果、民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができている中小企業は、2022年12月時点で69.2%であったが、2024年2月時点で75.0%に上昇した。他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの(15.9%→12.7%)、残っており<sup>7</sup>、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含め検討を進める。

#### **① 労務費転嫁指針の更なる周知（重点22業種での自主行動計画の策定等）**

昨年末に、内閣官房と公正取引委員会連名の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を、発注者側・受注者側に公表し、違反行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示した。

この中では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、労務費の上昇分の転嫁方針の社長等の関与の必要性、交渉に当たり最低賃金や春季労使交渉の上昇率等を合理的な根拠があるものとして尊重すること、サプライチェーンの先の取引価格も適正化すべき立場にいることを意識して転嫁を認めること等を含め、発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を12の行動指針として取りまとめた。公正取引委員会において、労務費指針の周知・徹

底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施する。

また、指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小・小規模企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、合計1,873の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請した。

さらに、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な22業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請し、フォローアップのため、内閣官房副長官をヘッドとして関係省庁連絡会議を設置した。

特に22業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等を加速する。具体的には、以下の4点について、特に、各省庁の進捗状況を確認する。

- i) 指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定について、今月末までに完了すること
- ii) 各業界で指針に沿った対応がなされているかについて、業界団体と連携し、実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討すること
- iii) 公正取引委員会の行う指針の遵守状況についての特別調査に、各省庁も積極的に協力すること
- iv) 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握すること

公正取引委員会・中小企業庁においては、調査結果を踏まえ、独占禁止法と下請代金法に基づき厳正に対処する。

## ②独占禁止法に基づく労務費転嫁指針の遵守の徹底

取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき10社の企業名を公表した。公正取引委員会において、これらの企業の今後の対応を含め、徹底状況について調査を実施し、取引改善を図る。

## ③下請代金法違反行為への厳正な対処

下請代金法違反行為については、本年1月以降で11件の勧告を実施するとともに、下請事業者への対価を引き下げた場合だけでなく、労務費等のコストが上昇する中で、下請事業者への対価を据え置く場合についても、下請代金法違反となり得る旨を、運用基準の中で明確化した。引き続き、強化された下請代金法の運用基準に基づき、公正取引委員会・中小企業庁において、厳正に対処していく。また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

また、下請代金法の実効性をより高めるため、下請代金法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

さらに、賃金と物価の好循環に向けた懇談を開催し、中小企業からの意見を聴取した。ここで意見の出た官公需も含めた労務費等の価格転嫁の周知・徹底、労務費転嫁指針の価格交渉の申込様式の業種特性に応じた展開・活用、小規模企業も含む取引実態の把握の強化、下請Gメンや優越Gメンも活用した下請代金法の執行強化、手形等の支払サイト短縮の後押し等の取引適正化を徹底する。

#### ④地方版政労使会議の開催

賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、フォローアップを行い、来春の実施に向けた準備を行い、その定着を図る。

#### ⑤消費者に対する理解促進

価格転嫁率は、川下のB to C事業では相対的に転嫁率が低い、といった課題がある。B to Bの独占禁止法・下請代金法に基づく労務費を中心とした転嫁促進を進めるとともに、消費者に対して、転嫁に理解を求めていく。

### (2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

#### ①運輸業、宿泊業、飲食業を始めとした人手不足感の強い業種でのA I/ロボット等の自動化技術の利用拡大

データ上、一人当たり労働生産性は、近年大企業が急速な伸びを示しているのに対し、中小企業の伸びが停滞している。人手不足の中、中小・小規模企業の労働生産性向上と、成長の果実が中小・小規模企業に帰属するよう、取引関係について、大企業にも協力をお願いすることが、急務である<sup>8</sup>。

A I、ロボットなど自動化技術を利用している企業は、利用していない企業と比べ、生産性・賃金が高いという相関がある<sup>9</sup>。A Iツールの導入については、特にスキルの不足している労働者がその恩恵を受けやすいことが分かっており<sup>10</sup>、中小・小規模企業の導入メリットは大きい。また、A I、ロボットの利用については、法律・会計士事務所、運輸業、宿泊・飲食等では、特に業務効率の向上が見込まれる<sup>11</sup>。業務効率向上が高く見込まれる産業分野については、特にその利用促進を図る必要がある。

これらを踏まえ、人手不足の中小・小規模企業にA Iツール、ロボットの導入を加速する。

A I、ロボットの導入やD Xを始めとする省力化投資について、各事業所管省庁で具体的プランを検討し、政府を挙げて支援を加速する。

#### ②各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング

我が国では、人手不足と言いながら、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。

A Iツールは、OJTを補完し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。

産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。

#### ③中小・小規模企業に対する自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援

企業が予定している設備投資は、「設備の代替」が57.0%、「既存設備の維持・補修」が28.5%と多く、「省力化・合理化」、「情報化（I T化）関連」、「D X（デジタル・トランスフォーメーション）」はいまだ少ない。

また、人手不足への対応としても、過半の企業は採用増に頼っており、人手不足にもかかわらず省力化投資を行っている企業は増えつつあるが、いまだ2割未満で少ない。

省力化投資、人材能力開発の支援策も利用し、中小・小規模企業自身が問題意識を持って省力化、デジタル/ロボットの実装に取り組むことが重要である。

この一環として、面倒な申請書類や、面倒な手続なしに、省力化効果の高い汎用製品をカタログから選ぶ、カタログ式の省力化投資補助金を、3年で5,000億円規模で新設した。省力化投資補助金を通じて、中小・小規模企業の省力化投資を支援するため、申請受付を今月から開始する。また、現在12カテゴリ（無人搬送車、清掃ロボット、券売機、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分けシステム、スチームコンベクションオープン、自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム、オートラベラー（ラベルを商品に自動で貼り付ける機器）、飲料補充ロボット）で実施している登録機器等について、中小・小規模企業の声を踏まえ、対象を拡充する。

なお、中小・小規模企業向けの既存補助金についても、利便性を高める執行改善を行う。

④資格職等における分業の推進等を通じた人手不足業種への対応

(以下の -1省略)

## **2. 非正規雇用労働者の処遇改善**

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

### **(1) 最低賃金の引上げ**

昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。

今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

### **(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化**

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でない結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどとしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

### **(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化**

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

### **(4) 年収の壁への対応**

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押

しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」（①106万円の壁への対応（キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、②130万円の壁への対応（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、③配偶者手当への対応（企業の配偶者手当の見直し促進））を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直しに取り組む。

### Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

(以下省略)

# 新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版 基礎資料集

(抜粋)

令和6年6月21日

## 中小企業の価格転嫁状況と価格転嫁率

- 民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができていない中小企業は、2022年12月時点で69.2%であったが、2024年2月時点で75.0%に上昇。
- 他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているというものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の徹底が必要。特に、困難と言われる労務費の転嫁について徹底が必要。

### 中小企業の価格転嫁の状況と価格転嫁率

